

水質汚濁防止法施行状況 環境省



環境省は平成 15 年度の水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼水質保全特別措置法の各規定の施行状況を 17 年 3 月 18 日付けで発表しました。

発表によりますと、排水規制の対象となる工場、事業場(特定事業場)の数は 15 年 3 月末時点で 29 万 3,481 件です。そのうち、第 1 位は 7 万 1,549 件(全件数の約 24%)ある旅館業。畜産農業の約 3 万 4,068 件、自動式車両洗浄施設の約 2 万 9,059 件がこれに続いています。

また、これらの特定事業場に対する 15 年度の立入検査件数は 5 万 2,246 件で、14 年度の 5 万 5,332 件よりやや減少傾向にあります。行政指導件数は 7,527 件とこちらも 14 年度の 8,519 件に比べ減少しています。このほか改善命令は 37 件、一時停止命令は 3 件、排水基準違反の検挙数は 10 件でした。

都道府県知事・政令市長は、工場、事業場の排水基準の遵守状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき、必要に応じ工場・事業場に報告を求めたり立入検査を実施しています。また、これらの監視行為に基づき、都道府県知事・政令市長は問題のある工場、事業場に対し改善命令など必要な行政措置を行っています。

資料:2005 年 3 月 18 日付 環境省報道発表資料 EIC ネット

生活環境箇所 清水 圭介

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

